

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年8月7日

【四半期会計期間】 第92期第1四半期（自平成27年4月1日至平成27年6月30日）

【会社名】 株式会社大京

【英訳名】 DAIKYO INCORPORATED

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 山口 陽

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目24番13号

【電話番号】 03(3475)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 グループ経理部長 相田 佳隆

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目24番13号

【電話番号】 03(3475)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 グループ経理部長 相田 佳隆

【縦覧に供する場所】 株式会社大京名古屋支店
(愛知県名古屋市中区錦二丁目9番29号)

株式会社大京大阪支店
(大阪府大阪市中央区西心斎橋二丁目2番3号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第91期 第1四半期 連結累計期間	第92期 第1四半期 連結累計期間	第91期
会計期間	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日
営業収入 (百万円)	48,252	70,722	317,154
経常利益又は経常損失() (百万円)	3,164	1,504	16,703
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益又は 親会社株主に帰属する 四半期純損失() (百万円)	2,167	834	12,154
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,988	834	13,469
純資産額 (百万円)	141,062	154,718	156,488
総資産額 (百万円)	274,785	280,671	324,610
1株当たり四半期(当期) 純利益金額又は四半期 純損失金額() (円)	2.58	0.99	14.37
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	0.98	14.27
自己資本比率 (%)	51.3	55.1	48.2

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 「営業収入」には、消費税等は含まれておりません。
- 3 第91期第1四半期連結累計期間の「潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額」については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。
- 4 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益又は四半期純損失()」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()」としております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動については次のとおりであります。

《不動産管理事業》

平成27年4月1日付で(株)穴吹コミュニティは(株)グランドアメニティを吸収合併いたしました。

《不動産流通事業》

平成27年4月1日付で(株)大京リアルドは(株)穴吹不動産センターを吸収合併し、(株)大京穴吹不動産に社名を変更いたしました。

従来「不動産管理事業」セグメントに区分しておりました(株)大京リフォーム・デザイン(平成27年6月1日付で(株)大京エル・デザインより社名変更)を、管理体制の変更に伴い、「不動産流通事業」セグメントに変更いたしました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間の業績は、マンション販売において竣工戸数が前年同期に比べて増加したことなどにより、営業収入が前年同期比224億70百万円増の707億22百万円（前年同期比46.6%増）となり、営業利益は同比45億81百万円増の16億54百万円（前年同期は29億26百万円の損失）、経常利益は同比46億68百万円増の15億4百万円（前年同期は31億64百万円の損失）、親会社株主に帰属する四半期純利益は同比30億1百万円増の8億34百万円（前年同期は21億67百万円の損失）となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。各セグメントの金額はセグメント間取引を含んでおります。

なお、当第1四半期連結会計期間より、管理体制の変更に伴い、従来「不動産管理事業」セグメントに区分しておりました(株)大京リフォーム・デザインを「不動産流通事業」セグメントに変更いたしました。このため、以下の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

(セグメント別業績)

区分	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)		増減	
	営業収入 (百万円)	営業利益 (百万円)	営業収入 (百万円)	営業利益 (百万円)	営業収入 (百万円)	営業利益 (百万円)
不動産開発事業	7,633	3,076	26,483	667	18,850	3,743
不動産管理事業	31,777	960	32,211	952	434	7
不動産流通事業	9,508	35	13,070	862	3,561	827
調整額(消去又は全社)	666	845	1,043	827	377	18
合計	48,252	2,926	70,722	1,654	22,470	4,581

不動産開発事業

マンション販売において竣工戸数が前年同期に比べて増加したことなどから、売上戸数は前年同期比302戸増の502戸、売上高は同比142億70百万円増の198億15百万円となりました。その結果、不動産開発事業の営業収入は同比188億50百万円増の264億83百万円となり、営業利益は同比37億43百万円増の6億67百万円（前年同期は30億76百万円の損失）となりました。

なお、当第1四半期連結会計期間末におけるマンション既契約残高は2,112戸、775億76百万円（前年同期末比668戸減、240億14百万円減）となりました。

営業収入内訳

区分	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)	増減
不動産販売 (百万円)	6,088	25,244	19,155
その他 (百万円)	1,544	1,239	305
合計 (百万円)	7,633	26,483	18,850

不動産販売の状況

区分		前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)		増減	
		戸数	金額 (百万円)	戸数	金額 (百万円)	戸数	金額 (百万円)
契約実績	マンション	663戸	25,055	589戸	21,293	74戸	3,761
	戸建	1戸	60	11戸	476	10戸	415
	その他	-	450	-	385	-	64
	合計	664戸	25,566	600戸	22,155	64戸	3,410
売上実績	マンション	200戸	5,545	502戸	19,815	302戸	14,270
	戸建	2戸	93	10戸	512	8戸	418
	その他	-	450	-	4,915	-	4,465
	合計	202戸	6,088	512戸	25,244	310戸	19,155
契約残高	マンション	2,780戸	101,590	2,112戸	77,576	668戸	24,014
	戸建	1戸	60	8戸	266	7戸	206
	その他	-	-	-	-	-	-
	合計	2,781戸	101,651	2,120戸	77,842	661戸	23,808

(注) 契約残高は四半期連結会計期間末の残高であります。

不動産管理事業

管理受託収入は前年同期比6億5百万円増の206億82百万円と堅調に推移した一方、請負工事収入は主にマンションの計画修繕工事の減収により同比2億80百万円減の96億28百万円となり、不動産管理事業の営業収入は同比4億34百万円増の322億11百万円、営業利益は同比7百万円減の9億52百万円となりました。

なお、当第1四半期連結会計期間末におけるマンション管理受託戸数は526,687戸（前年同期末比7,950戸増）、請負工事受注残高は365億30百万円（同比107億95百万円増）となりました。

営業収入内訳

区分	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)	増減
管理受託 (百万円)	20,076	20,682	605
請負工事 (百万円)	9,909	9,628	280
その他 (百万円)	1,791	1,901	109
合計 (百万円)	31,777	32,211	434

マンション管理受託戸数

区分	前第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)	増減
マンション管理受託戸数	518,737戸	526,687戸	7,950戸

請負工事の状況

区分	前第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)	増減
受注残高 (百万円)	25,735	36,530	10,795

不動産流通事業

売買仲介収入は前年同期比5億8百万円増の21億24百万円、不動産販売収入は同比24億79百万円増の65億77百万円と堅調に推移したことなどにより、不動産流通事業の営業収入は同比35億61百万円増の130億70百万円、営業利益は同比8億27百万円増の8億62百万円となりました。

営業収入内訳

区分	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)		増減
売買仲介 (百万円)		1,615		2,124	508
不動産販売 (百万円)		4,098		6,577	2,479
賃貸管理等 (百万円)		2,360		2,445	85
その他 (百万円)		1,433		1,922	488
合計 (百万円)		9,508		13,070	3,561

売買仲介取扱実績

区分	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)		増減
取扱件数		1,665件		1,763件	98件
取扱高 (百万円)		38,290		43,167	4,876

不動産販売の状況

区分	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)		増減		
	戸数	金額 (百万円)	戸数	金額 (百万円)	戸数	金額 (百万円)	
	売上実績						
	マンション	192戸	4,088	281戸	6,330	89戸	2,242
	その他	-	9	-	246	-	237
	合計	192戸	4,098	281戸	6,577	89戸	2,479

(2) 財政状態の分析

総資産

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、2,806億71百万円（前期末比439億38百万円減）となりました。これは、「現金及び預金」が84億99百万円、「受取手形及び売掛金」が74億4百万円、「有価証券」が260億69百万円、たな卸不動産が29億円それぞれ減少したことなどによるものです。

負債

当第1四半期連結会計期間末の負債は、1,259億53百万円（前期末比421億68百万円減）となりました。これは、「支払手形及び買掛金」が117億73百万円、有利子負債が35億36百万円、「預り金」が236億70百万円それぞれ減少したことなどによるものです。

純資産

当第1四半期連結会計期間末の純資産は、1,547億18百万円（前期末比17億70百万円減）となりました。これは、「利益剰余金」が親会社株主に帰属する四半期純利益の計上により8億34百万円増加した一方、剰余金の配当26億3百万円により17億68百万円減少したことなどによるものです。また、自己資本比率は55.1%（同比6.9ポイント増）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,152,400,000
第1種優先株式	10,000,000
計	1,162,400,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成27年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年8月7日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	843,542,737	843,542,737	東京証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容 に制限のない、基準と なる株式 (注)3~4
第1種優先株式 (注)1	10,000,000	10,000,000		(注)2~6、8~9
計	853,542,737	853,542,737		

(注)1 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

- 2 第1種優先株式は、当社の普通株式の株価に基づき取得(転換)価額が修正されるため、当該優先株式の取得と引換えに交付される普通株式数が変動いたします。なお、取得(転換)価額の修正基準および修正頻度ならびに下限は、(注)9に記載のとおりであります。また、第1種優先株式について、当社の決定による当該優先株式の全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- 3 各種類株式の単元株式数は、1,000株であります。
- 4 各種類株式について、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。
- 5 第1種優先株式の権利行使に関する事項および当社株式の売買に関する事項について、当社と当該優先株式の所有者との間に取決めはありません。
- 6 第1種優先株式は、自己資本の増強を図る一方、普通株式数の増加による希薄化を最大限抑制するために発行したものであるため、法令に別段の定めがある場合および、期末配当において第1種優先株主が優先的配当を受ける旨の報告事項または議案が定時株主総会に提出されないときはその総会から、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時から期末配当において優先的配当を受ける旨の取締役会または定時株主総会の決議がある時までに関し、議決権を有するものとしております。
- 7 「提出日現在発行数」には、平成27年8月1日からこの四半期報告書提出日までの第1種優先株式の取得請求権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
- 8 第1種優先株式は、現物出資(借入金の株式化)により発行されております。

9 第1種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 優先配当金

(イ) 剰余金の配当 当社は、定款に定める毎年3月31日を基準日とする剰余金の配当(以下、「期末配当」という。)を行うときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき、年40円を上限として、当該第1種優先株式発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金の配当(以下、「第1種優先配当金」という。)を行う。

(ロ) 優先配当金の額 第1種優先配当金の額は、400円×(日本円TIBOR+1.75%)とする。第1種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果、第1種優先配当金の額が金40円を超える場合は40円とする。

「日本円TIBOR」とは、平成19年4月1日以降の毎年4月1日(以下、「第1種優先配当算出基準日」という。)現在における日本円リファレンス・レート(1年物)として全銀協TIBOR運営機関によって公表される数値をいい、上記計算式においては、次回の第1種優先配当算出基準日の前日までの各事業年度について適用される。ただし、第1種優先配当算出基準日が銀行休業日の場合は直前営業日を第1種優先配当算出基準日とする。第1種優先配当算出基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日(当日が銀行休業日の場合は直前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずると認められるものを日本円TIBORに換えて用いるものとする。日本円TIBORまたはこれに換えて用いる数値は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

(ハ) 期末配当以外の配当の額 第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、期末配当以外の剰余金の配当を行わない。

(ニ) 非累積条項 ある事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して行う期末配当の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(ホ) 非参加条項 期末配当において、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当金を超えて配当は行わない。

(ヘ) 除斥期間 定款に定める除斥期間の規定は、第1種優先配当金の支払について、これを準用する。

(2) 残余財産の分配 当社の残余財産を分配するときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき400円を支払う。第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 併合または分割等 当社は、法令に定める場合を除き、第1種優先株式について株式の併合または分割は行わない。当社は、第1種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(4) 取得請求権

(イ) 取得を請求し得べき期間 第1種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成19年10月1日から平成37年9月30日までとする。

(ロ) 条件 第1種優先株主は、1株につき下記(a)ないし(c)に定める転換価額により、第1種優先株式の取得を当社に請求し、引換えに普通株式の取得を請求することができる。

(a) 当初転換価額 444.0円

(b) 転換価額の修正 転換価額は、平成20年10月1日から平成37年9月30日まで、毎年10月1日(以下、それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下、それぞれ「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)が、当初転換価額を下回る場合、当該平均値に修正される(修正後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお時価算定期間に、下記(c)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、(c)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。)。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が351.6円(以下、「下限転換価額」といい、下記(c)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

第1種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式により調整する。転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む。）、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。処分される自己株式の数は転換価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。

株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額の増加をすることを条件としてその増加部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額を減少して資本金の額の増加決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該剰余金の額を減少して資本金の額の増加決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に引換えることができる取得請求権付株式または権利行使により交付される普通株式1株当たりの発行価額（新株予約権の発行価額および新株予約権の行使に際して払い込む額との合計額の1株当たりの額をいい、以下同じ。）が転換価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の転換価額は、その証券（権利）の払込期日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、全ての取得請求権または全ての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその割当日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得請求権または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて既発行の普通株式数に算入される（下記も同様とする。）。

普通株式に引換えることができる取得請求権付株式または新株予約権を行使できる証券（権利）であって、転換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず後日一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額または権利行使により交付される普通株式1株当たりの発行価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後の転換価額は、当該価額決定日に残存する証券（権利）の全ての取得請求権または新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降でこれを適用する。

上記に掲げる事由のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額により変更される。

転換価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日（ただし、上記ただし書の場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお上記45取引日の間に、定める転換価額の調整事由が生じた場合には、転換価額調整式で使用する時価（当該平均値）は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。

転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヵ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。なお、既発行普通株式数からは処分される自己株式数を控除する。

転換価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。

の時価を下回る払込金額（または処分価額）をもって普通株式を発行（または自己株式を処分）する場合には、当該払込金額または処分価額（金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額）

の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円

の時価を下回る価額をもって取得請求権の行使により普通株式を交付する場合または で定める内容の新株予約権を行使できる証券（権利）を発行する場合は、当該転換価額または当該新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額

の場合は、価格決定日に決定された転換価額または権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額

転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(d) 引換えにより交付すべき普通株式数

第1種優先株式と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{引換えにより交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第1種優先株主が取得請求のために提出した第1種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

交付すべき普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- (5) 取得条項 当社は、取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった第1種優先株式を、同期間の未日の翌日(以下「取得条件成就日」という。)以降の取締役会で定める日をもって取得するものとし、この場合、当社は、当該第1種優先株主に対し、当該第1種優先株式を取得するのと引換えに第1種優先株式1株の払込金相当額を取得条件成就日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、この場合当該平均値が355.2円を下回るときは、第1種優先株式1株の払込金相当額を当該金額で除して得られる数の普通株式を交付する。

なお、前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときには、会社法第234条に従いこれを取り扱う。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年6月30日	-	853,542,737	-	41,171	-	33,462

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成27年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

(平成27年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1種優先株式 10,000,000	-	「1(1) 発行済株式」の「内容」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	
議決権制限株式(その他)	-	-	
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,465,000	-	株主としての権利内容に制限のない、基準となる株式 単元株式数は1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 838,398,000	838,398	株主としての権利内容に制限のない、基準となる株式 単元株式数は1,000株
単元未満株式	普通株式 1,679,737	-	
発行済株式総数	853,542,737	-	
総株主の議決権	-	838,398	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が6,000株(議決権6個)含まれております。
- 2 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式386株および証券保管振替機構名義株式564株が含まれております。
- 3 平成27年6月30日現在においては、「完全議決権株式(自己株式等)」の自己保有株式は、単元未満株式の買取りおよび売渡しにより6,714株増加し、単元未満株式を含めて3,472,100株となっております。

【自己株式等】

(平成27年3月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社大京	東京都渋谷区千駄ヶ谷 四丁目24番13号	3,465,000	-	3,465,000	0.41
計		3,465,000	-	3,465,000	0.41

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 取締役の状況

該当事項はありません。

(2) 執行役の状況

新任執行役

該当事項はありません。

退任執行役

役名	職名	氏名	退任年月日
執行役	名古屋支店管掌	麻村 宏	平成27年 6 月30日

役職の異動

該当事項はありません。

(3) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性14名 女性 - 名（役員のうち女性の比率 - %）

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）および第1四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	96,540	88,040
受取手形及び売掛金	19,157	11,752
有価証券	26,069	-
販売用不動産	39,609	32,041
仕掛販売用不動産	60,628	66,500
開発用不動産	13,440	12,235
その他のたな卸資産	2,965	3,742
繰延税金資産	3,824	3,561
その他	13,136	13,224
貸倒引当金	52	46
流動資産合計	275,319	231,052
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	6,973	6,989
減価償却累計額	3,339	3,393
建物及び構築物（純額）	3,633	3,596
土地	13,453	13,450
その他	1,866	2,052
減価償却累計額	1,127	1,158
その他（純額）	739	893
有形固定資産合計	17,826	17,940
無形固定資産		
のれん	² 11,422	² 11,156
その他	10,469	10,271
無形固定資産合計	21,891	21,427
投資その他の資産		
投資有価証券	1,496	1,493
退職給付に係る資産	145	229
繰延税金資産	644	491
その他	7,561	8,314
貸倒引当金	275	278
投資その他の資産合計	9,571	10,250
固定資産合計	49,290	49,618
資産合計	324,610	280,671

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	36,180	24,406
短期借入金	22,417	13,006
1年内償還予定の社債	5,000	5,000
未払法人税等	1,305	579
前受金	11,377	11,266
預り金	32,260	8,590
賞与引当金	2,322	1,818
役員賞与引当金	136	60
その他	7,528	6,468
流動負債合計	118,528	71,196
固定負債		
社債	2,000	2,000
長期借入金	27,870	33,753
繰延税金負債	2,422	2,431
役員退職慰労引当金	238	216
退職給付に係る負債	8,894	8,980
その他	8,167	7,374
固定負債合計	49,593	54,756
負債合計	168,121	125,953
純資産の部		
株主資本		
資本金	41,171	41,171
資本剰余金	38,098	38,098
利益剰余金	78,063	76,294
自己株式	1,331	1,332
株主資本合計	156,001	154,232
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	478	465
為替換算調整勘定	17	15
退職給付に係る調整累計額	8	36
その他の包括利益累計額合計	487	486
純資産合計	156,488	154,718
負債純資産合計	324,610	280,671

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
営業収入	48,252	70,722
営業原価	43,804	61,435
売上総利益	4,448	9,286
販売費及び一般管理費	7,374	7,631
営業利益又は営業損失()	2,926	1,654
営業外収益		
受取利息	9	25
受取配当金	11	13
その他	111	140
営業外収益合計	131	179
営業外費用		
支払利息	185	126
借入手数料	76	75
その他	107	128
営業外費用合計	369	329
経常利益又は経常損失()	3,164	1,504
特別利益		
固定資産売却益	39	-
投資有価証券売却益	-	18
特別利益合計	39	18
特別損失		
固定資産除却損	32	6
特別損失合計	32	6
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	3,157	1,515
法人税、住民税及び事業税	156	344
法人税等調整額	1,147	336
法人税等合計	990	681
四半期純利益又は四半期純損失()	2,166	834
非支配株主に帰属する四半期純利益	0	-
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()	2,167	834

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
四半期純利益又は四半期純損失()	2,166	834
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	23	12
為替換算調整勘定	25	33
退職給付に係る調整額	180	45
その他の包括利益合計	177	0
四半期包括利益	1,988	834
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,989	834
非支配株主に係る四半期包括利益	0	-

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第1四半期連結累計期間
(自平成27年4月1日至平成27年6月30日)

(連結の範囲の重要な変更)

当第1四半期連結会計期間において、(株)グランドアメニティは当社の連結子会社である(株)穴吹コミュニティに、(株)穴吹不動産センターは当社の連結子会社である(株)大京リアルドにそれぞれ吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。なお、(株)大京リアルドは(株)大京穴吹不動産に、(株)大京エル・デザインは(株)大京リフォーム・デザインにそれぞれ社名変更をしております。

(会計方針の変更等)

当第1四半期連結累計期間
(自平成27年4月1日至平成27年6月30日)

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)
および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、四半期純利益等の表示の変更および少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第1四半期連結累計期間および前連結会計年度については、四半期連結財務諸表および連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)および事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当第1四半期連結累計期間において、四半期連結財務諸表に与える影響額はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
	百万円	百万円
顧客住宅ローンに関する抵当権設定登記完了までの金融機関等に対する連帯保証債務	41,201	10,301

2 のれん及び負ののれんの表示

のれん及び負ののれんは相殺表示しております。相殺前の金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
	百万円	百万円
のれん	11,834	11,558
負ののれん	412	402
差引	11,422	11,156

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)およびのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
	百万円	百万円
減価償却費	419	458
のれんの償却額	265	266

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年5月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,520	3.00	平成26年3月31日	平成26年6月26日
	第1種優先株式		84	8.44		

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,520	3.00	平成27年3月31日	平成27年6月24日
	第1種優先株式		82	8.28		

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	不動産開発 事業	不動産管理 事業	不動産流通 事業	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
売上高					
外部顧客への売上高	7,502	31,426	9,323	-	48,252
セグメント間の内部売上高 又は振替高	131	350	184	666	-
計	7,633	31,777	9,508	666	48,252
セグメント利益又は損失()	3,076	960	35	845	2,926

(注)1 セグメント利益又は損失()の調整額 845百万円には、セグメント間取引消去 24百万円および各報告セグメントに配分していない全社費用 821百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益又は営業損失()と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	不動産開発 事業	不動産管理 事業	不動産流通 事業	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
売上高					
外部顧客への売上高	26,422	31,465	12,834	-	70,722
セグメント間の内部売上高 又は振替高	61	746	235	1,043	-
計	26,483	32,211	13,070	1,043	70,722
セグメント利益	667	952	862	827	1,654

(注)1 セグメント利益の調整額 827百万円には、セグメント間取引消去13百万円および各報告セグメントに配分していない全社費用 841百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントの変更等に関する事項

当第1四半期連結会計期間より、管理体制の変更に伴い、従来「不動産管理事業」セグメントに区分しておりました(株)大京リフォーム・デザインを「不動産流通事業」セグメントに変更いたしました。これに伴い、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報は、変更後の区分に基づいて作成しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額および算定上の基礎ならびに潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 6 月30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額又は 四半期純損失金額 ()	2.58円	0.99円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 又は親会社株主に帰属する四半期純損失 金額 (百万円)	2,167	834
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四 半期純利益金額又は親会社株主に帰属 する四半期純損失金額 (百万円)	2,167	834
普通株式の期中平均株式数 (株)	840,096,802	840,073,551
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	-	0.98円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (株) (うち、優先株式)	- (-)	11,376,564 (11,376,564)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	平成17年 6 月28日付株主総会の特別決議に基づく新株予約権については、平成27年 6 月28日をもって権利行使期間満了につき失効しております。

(注) 前第 1 四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2 【その他】

(剰余金の配当)

平成27年5月12日開催の取締役会において、平成27年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり剰余金の配当(期末)を行うことを決議いたしました。

普通株式

配当財産の種類および帳簿価額の総額	金銭による配当 総額2,520百万円
株主に対する配当財産の割当てに関する事項	1株当たり3.00円
当該剰余金の配当がその効力を生ずる日	平成27年6月24日

第1種優先株式

配当財産の種類および帳簿価額の総額	金銭による配当 総額82百万円
株主に対する配当財産の割当てに関する事項	1株当たり8.28円
当該剰余金の配当がその効力を生ずる日	平成27年6月24日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 8月 7日

株式会社大京
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 熊 木 幸 雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡 野 隆 樹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社大京の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大京及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。